

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

委託契約書（案）

令和7年6月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

委託契約書（案）

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託（以下、「本委託」という。）に関して、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「本組合」という。）は、[● / [●]（代表企業とする）、[●]、[●]で構成されるグループ [●]（以下、総称して「本事業者」という。）との間で、本委託について次のとおり委託契約（以下、「本委託契約」という。）を締結する。なお、本委託契約において使用される用語は、本委託契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、本組合が令和7年●月●日に公表した「馬越浄水場及び送水施設運営業務委託 募集要項」及びその付属資料において定義された意味を有する。

本委託の概要は以下のとおりである。

【業務内容】 馬越浄水場及び送水施設（以下、「本対象施設」という。）における運転管理等業務として以下の各業務（以下、総称して「本委託業務」という。）を行う。なお、本委託は水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づく第三者委託を含む。

水道技術管理業務
浄水場及び送水施設運転維持管理業務
水質管理業務
施設維持修繕業務
施設管理業務
各種報告書作成業務
その他本組合が指示する業務

【期間】 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（以下、「本委託期間」という。）
※委託契約締結の日から令和8年3月31日までは本委託準備期間とする。

【委託料】 ●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。
※支払方法は、上記委託料の年間計画額を●円（消費税及び地方消費税を含む）とし、その12分の1を毎月支払うものとする。なお、端数が生じた場合は最終月の支払において調整する（すなわち、各月の支払額のうち1,000円未満の端数については切り捨て支払い、最終月において当該端数を合算して支払うものとする。）。

本組合及び本事業者は、本委託契約に基づき、本組合が令和7年●月●日に公募型プロポーザル公告等で公表した実施方針、募集要項、要求水準書その他の付属書類及び質問回答書並びに事業者提案書（以下、総称して「要求水準書等」という。）及び基本協定書（令和○年○月○日付で締結された基本協定書をいい、以下、「基本協定」という。）に従い、日本国の法令を遵守して、本委託を実施し本委託契約を履行しなければならない。ただし、本委託契約、要求水準書等及び基本協定の間に齟齬がある場合、基本協定、本委託契約、質問回答書、要求水準書、募集要項、実施方針、事業者提案書の順にその解釈が優先するものとするが、本組合及び本事業者が協議の上、事業者提案書の記載内容が要求水準書を上回ることを確認した場合には、当該部分については、

事業者提案書が要求水準書に優先するものとする。

本委託契約成立の証として、本書●通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

(本組合)

福島県会津若松市中央三丁目10番12号

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者

(事業者)

[● /

(代表企業)

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●

(構成企業)

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●

(構成企業)

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●]

第1章 総則

(目的)

第1条 本委託契約は、本組合及び本事業者が相互に協力し、本委託を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 本事業者は、本対象施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 本組合は、本委託が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(秘密の保持と情報の開示)

第3条 本組合及び本事業者は、本委託の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 第1項の定めは、頭書の本委託契約期間完了又は解除後も存続する。

3 本組合又は本事業者は、本委託契約の履行に伴い知り得た情報、本組合及び本事業者の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。

(関係法令の遵守)

第4条 本事業者は、本委託の履行に当たり、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給条例、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者派遣法、労働者災害補償保険法、その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本委託を実施する。

(専属的管轄裁判所)

第5条 本組合及び本事業者は、本委託契約に関する一切の当事者間の紛争については、福島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(書面主義)

第6条 本委託契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除は、特に定めのある場合を除き、書面により行う。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 本事業者は、本組合の事前の承認がある場合を除き、本委託契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 本事業者は、既存施設等について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

（再委託等の禁止）

第8条 本事業者は、本委託の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部についてあらかじめ本組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

（著作物の使用等）

第9条 本組合及び本事業者は、本委託の履行に当たって使用する著作物の著作権は当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。使用する著作物に際し、その使用料の支払は免除される。

（産業財産権の保持）

第10条 本委託の実施に関連して本事業者が開発した全ての手法、技術、ノウハウ、発明、その他産業財産権は、本事業者が保持する。

- 2 本組合は、本委託契約期間中において前項の産業財産を使用することができる。ただし、これらの権利を売却したり、他人に使用させたり譲渡してはならない。
- 3 本委託契約が完了又は解除した場合、本事業者が本委託に使用するために開発した技術（ソフトウェア、ハードウェア等）の使用権は、本事業者が保持する。

（監督職員）

第11条 本組合は、本委託を監督するとともに、本事業者との連絡・協議にあたらせるため、監督職員を定める。

- 2 本組合は、前項により監督職員をおいたときは、その職名及び氏名を事業者に通知する。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 本委託の内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する回答
 - 二 本委託の履行に関する事業者又は事業者の総括責任者との協議
 - 三 本事業者の総括責任者が不適と見なす場合の交替要求
- 4 前項の規定により、監督職員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。
- 5 本委託契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行われるものとする。

（総括責任者）

第12条 本事業者は、本委託の履行に関し、その管理を行う現場業務の責任者である総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を本組合に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、本委託の履行に関する従事者を選任し、指揮し、監督する。
- 3 総括責任者は、本対象施設に常駐するものとし、本委託の履行を統括する。

（契約の変更）

第13条 本委託契約は、本組合又は本事業者が契約変更の必要性が生じた場合、契約変更を申し出ることができる。

- 2 本組合と本事業者の両者が書面により合意した場合にのみ、契約内容の変更を行えるものと

する。

- 3 本組合又は本事業者は、前2項の変更において、必要があると認めたときは、委託料の変更を請求することができる委託料の変更については、本組合と本事業者が協議して定める。

第2章 委託業務開始に向けた準備

(施設機能の確認及び使用)

- 第14条 本組合及び本事業者は、本委託契約締結後速やかに、本対象施設の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いの上、確認するものとする。
- 2 本事業者が本委託を履行するにあたり、本組合は本対象施設に本事業者の現場事務所を確保し、本事業者に使用させるものとする。
- 3 本委託契約に従い本事業者が調達する義務を負うものを除き、本組合は本事業者による本委託の履行に当たって必要な施設、機材等を貸与する。また本組合は、本委託を安全に行う為に必要な措置を講じるものとする。
- 4 本事業者は、本対象施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又保存し、若しくは保管する。

(既存管理者からの業務引継ぎ)

- 第15条 本事業者は、本委託契約締結後、令和8年3月31日までに、本組合との令和●年●月●日付本委託契約書に基づき本対象施設の運転維持管理業務を行っている事業者から、本委託を履行する上で必要な引継ぎを受けるものとする。

(委託業務着手届、業務実施計画書)

- 第16条 本事業者は、本委託契約締結後、要求水準書等に基づいて、本委託に係る着手届及び業務実施計画書を作成し、本組合に提出する。なお、業務実施計画書については、本委託を開始する年度が始まる30日前までに提出するものとする。

第3章 委託業務の遂行

第3章-1 本組合と事業者の役割等

(性能保証)

- 第17条 本事業者は、本組合に対し、本委託契約期間を通じて、本対象施設が要求水準書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を有することを保証する。
- 2 本組合は本事業者に対し、要求水準書等に定める原水水質で引き渡すことを保証する。

(ユーティリティ等の調達)

- 第18条 本組合は、本委託契約履行期間中において、本委託業務の実施履行に必要な電力、ガス、薬品、燃料等を調達する。本組合から本事業者に貸与されるものを除き、本事業者は、自己の責任と費用により、本委託の履行に必要な消耗品、資機材、事務用品その他物品を

調達する。

（使用薬品の承諾）

第 19 条 本事業者が、浄水処理に使用する薬品は、本組合の調達品又は本組合の承諾を得たものに限る。

（貸与品等）

第 20 条 本委託の履行に際し、第 14 条第 3 項の規定により本組合が本事業者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、本組合と本事業者との協議の上、定める。

2 前項の規定により本組合が本事業者に貸与品等につき、本組合は本事業者に所有権を与えるものではない。

3 本事業者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から 10 日以内に本組合に受領書又は借用書を提出する。

4 本事業者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 本事業者は、本委託契約の定めるところにより、本委託契約の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還する。

6 本事業者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、本組合の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第 3 章-2 水道技術管理業務

（受託水道業務技術管理者）

第 21 条 本事業者は、本委託の履行に関し、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 第 3 項の規定により、受託水道業務技術管理者を定め、その氏名その他必要な事項を本組合に通知する。受託水道業務技術管理者を変更したときも同様とする。

2 統括責任者及び受託水道業務技術管理者は、これを兼ねることができる。

（第三者委託）

第 22 条 第三者委託の業務範囲のうち、水道法第 24 条の 3 第 6 項及び第 7 項の規定による責務と責任分担は、次の表のとおりとする。

対象業務	責任分担		水道法関係条文
	本組合	事業者	
施設基準	○		法 5 条
水質検査の実施、記録の作成・保存、検査の委託	△※ ²	○	法 20 条
健康診断の実施、記録の作成、保存	○	△※ ³	法 21 条
衛生上の措置		○	法 22 条
水道施設の維持及び修繕	○	△※ ³	法 22 条の 2
水道施設台帳	○	△※ ³	法 22 条の 3

給水の緊急停止※ ¹		○	法 23 条第 1 項
-----------------------	--	---	-------------

- ※ 1. 給水の緊急停止に当たっては、受水団体との調整が必要となるため、本組合と協議の上で行う。
- ※ 2. 本組合側は水質検査計画の策定に対する責任を負う。
- ※ 3. 本事業者側の維持管理対象施設、対象業務範囲、本事業者側人員に対する責任を負う。

第 3 章-3 運転維持管理業務及び水質管理業務

(水質管理及び水質異常に関する措置)

第 23 条 本事業者は、要求水準書等に従い、本対象施設の運転状況の監視や保守点検、本対象施設が提供する水質の管理等を行う。

- 2 本対象施設の不具合等により浄配水場の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が要求水準書等に定める目標水質を満たさないとき、本事業者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、本組合にその状況を報告する。但し、第 26 条に定める計画修繕工事、第 27 条に定める突発修繕工事及び第 29 条に定める施設改良は、各条項に従い本事業者が実施する。

(協働の措置)

第 24 条 前条の規定による第三者への影響を最小限にとどめるため、本組合及び本事業者は協働して必要な措置を講じ、本事業者は、最大限の誠意と努力をもって、本組合に協力する。

(臨機の措置)

第 25 条 本事業者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、本事業者は、本組合の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。本事業者は、自らとった措置の内容を本組合に直ちに報告する。
- 3 本組合は、本事業者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は、協議の上これを負担する。

第 3 章-4 施設維持修繕業務

(計画修繕工事)

第 26 条 本事業者は、本委託契約期間において、要求水準書等に定められた計画修繕工事を実施する。なお、工事の実施時期は、本対象施設の保守点検結果を踏まえ、本組合及び本事業者が協議によって決定する。

(突発修繕工事)

第 27 条 本事業者は、前条の計画修繕工事のほか、本委託契約期間内において、突発的に、本対象施設の故障又は修繕を行う必要が生じたときは、速やかに本組合に報告の上その対応を協議する。

- 2 前項の規定による協議の結果、本組合が本事業者に修繕工事を指示したときは、本事業者は、修繕工事に係る費用及び内容を本組合に提出し、修繕工事を行う。

- 3 故障等による突発的な修繕工事の費用は、本委託契約期間累計 12,650 千円を超えない範囲（消費税を含む。）については委託料に含まれるものとする。ただし、協議により、原因が本契約内での維持管理の不備によるものと判断された場合には、本事業者が修繕工事の費用を負担する。
- 4 本委託契約期間内の修繕費の総額が前項の累計額に満たない場合は、本委託契約期間完了時に、最終月の委託料から減額することによりで精算するものとする。
- 5 修繕費の総額が第3項の累計額を超える場合は、本組合と本事業者が協議の上、本委託契約の変更に係る書面を締結する。

（施設更新の提案）

- 第 28 条 本対象施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本対象施設の修繕により本対象施設の機能を維持しようとするのが著しく不合理であると認められるときは、本事業者は本組合に対し、その旨を報告し、本対象施設の更新を提案することができる。
- 2 前項の提案があったときは、本組合は本対象施設の現況を調査して更新提案の是非を判断し、その内容を本事業者に通知する。
 - 3 本組合は、前項の判断をするにあたり、本事業者の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮する。
 - 4 第1項の請求があったにもかかわらず、本組合が必要な本対象施設の更新を行わなかったため、本事業者又は第三者に損害が生じた場合には、本組合はその損害を賠償する責めを負う。ただし、本事業者に故意又は過失がある場合には、本組合は、その程度に応じて賠償を本業者に請求することができる。

（施設改良等）

- 第 29 条 本委託を効果的に履行するため、本事業者は、本組合の承認を受けて、自己の責任と費用により、本対象施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。
- 2 本委託を効果的に履行するため、本事業者は、本組合の承認を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステムの導入等、本対象施設内に必要な設備を設置することができる。
 - 3 前項の設備を設置する場合、本事業者は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本対象施設に変更を加えることができる。この場合において、本事業者は、当該変更の内容について、事前に本組合に通知し、その承諾を得る。
 - 4 本委託契約期間が完了したときは、本事業者は自己の責任と費用により、速やかに前項に基づき変更又は改良した本対象施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去する。ただし、本組合が本事業者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。

第3章-5 各種報告書作成業務等

（業務計画書の作成）

- 第 30 条 事業者は、要求水準書等に基づき、各年度開始の 30 日前までに本委託に係る業務計画書を作成し、本組合に提出する。
- 2 本組合は、必要があると認めるときは、前項に基づき業務計画書の変更若しくは修正又は再

提出を本事業者に請求することができる。

（委託業務記録の作成）

第 31 条 本事業者は、要求水準書等に定めるところにより本委託の履行状況に関する記録等を作成し、整理し、常時、本対象施設に備えなければならない。

2 本事業者は、前項に基づき作成した記録等のうち、本組合の要求する記録等の写しを本組合に提出する。

（業務報告書の作成）

第 32 条 本事業者は、要求水準書等の定めるところにより、毎月分の業務報告書を毎月末日までに作成して本組合に提出し、本委託の履行状況の報告をしなければならない。

（セルフモニタリング）

第 33 条 本事業者は、毎月自らの費用と責任において、本委託が要求水準書等に則り適正に実施されていることを本事業者自ら確認し、毎月末日までに、当該確認結果を社内検査報告書として本組合に提出するものとする。

第 4 章 委託業務の検査と委託料の支払

（本組合による委託業務の検査等）

第 34 条 本組合は、本事業者から提出された第 32 条の業務報告書を受理した場合、その日から 10 日以内に本事業者の立会いの下、要求水準書等に定めるところにより、業務の履行状況を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を本事業者に通知しなければならない。

2 前項によるほか、本組合が必要と認めたときは、本事業者に対して事前に通告することなく、現地調査により、本委託の履行状況を確認することができる。この場合において、本事業者は、本委託の履行状況を説明し、又は書類を提出するなど本組合に協力する。

（業務委託料の支払）

第 35 条 本事業者は、前条第 1 項の検査に合格したときは、当月分の委託料の支払を請求することができる。

2 本組合は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に当月分の委託料を支払わなければならない。

3 本組合がその責に帰すべき理由により前条第 1 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（本組合による指導）

第 36 条 第 34 条による検査の結果、要求水準書等に定める水準の未達（以下、「本件未達」という。）が判明した場合には、本組合は、本事業者に対して、本件未達の内容を明らかにし、その改善のために必要な措置をとるよう命じることができる。

（是正勧告等）

第 37 条 本件未達が本事業者によって繰り返し発生している又は初発であるがその程度が重大であると本組合が判断した場合（以下、「本件重大未達等」という。）、本組合は本事業者に対し、本件重大未達等を改善するために必要な措置を講じるよう、是正勧告を行う。

2 前項の是正勧告を受けた本事業者は、速やかに本組合に対し、本件重大未達等に係る業務改善計画書（改善方法、改善期間、再発防止策その他本組合が指定する事項を記載する。以下同様。）を提出し、本組合の承諾を得るものとする。なお、本件重大未達等がやむを得ない事由によるものであると本事業者が考える場合、本事業者は、前項の是正勧告の後速やかにその旨を本組合に報告し、改善策を本組合と協議する。

3 本事業者は、前項の業務改善計画書に基づき、改善期間内に本件重大未達等の改善作業を完了し、本組合に報告する。なお、当該改善期間中、本組合は本事業者による本件重大未達等の改善状況をモニタリングし、本事業者はこれに協力する。

4 本組合は、前項の報告又はモニタリングを踏まえ、本件重大未達等が改善されていないと判断した場合、本事業者に対して再度の是正勧告を行う。

5 前項の再度の是正勧告を受けた本事業者は、改めて業務改善計画書を作成し、本組合のモニタリングの下、本件重大未達等の改善作業を完了し本組合に報告する。その手続きについては、第 2 項及び第 3 項を準用する。

6 第 4 項及び第 5 項を経てもなお本件重大未達等が改善されない場合、本組合は本事業者に対し、総括責任者等の交代を要求することができる。

7 第 1 項の 1 回目の是正勧告から 6 か月経過後もなお本件重大未達等が改善されないと本組合が判断した場合、本組合は、直ちに本委託契約の解除、若しくは委託料の減額又はそのいずれも行うことができる。

（総括責任者等に対する措置請求）

第 38 条 本組合は、総括責任者又は本事業者の使用人若しくは第 8 条の規定により本事業者から本委託を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適當と認められるときは、本事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 本事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に本組合に通知しなければならない。

3 本事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當を認められるときは、本組合に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 本組合は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に本事業者に通知しなければならない。

第5章 委託期間完了時の対応

(委託期間完了に伴う業務引継等)

第39条 本委託契約期間が完了したとき、又は第49条第1項（債務不履行）及び第50条の規定により本委託契約が解除されたときは、本事業者は本組合の指定する者に、本対象施設の維持管理に係る業務引継を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 指導の必要がない事由を本事業者が書面で提出し、これを本組合が認めたとき。
- 二 本組合が指導の必要がないと認めたとき。
- 2 指導の内容、業務引継期間等は本組合と本事業者が協議により定める。
- 3 本組合は、本組合が指定する者に本事業者が指導する際には、その指導の内容・業務引継期間等については、必要に応じて調整する。

(契約期間終了時の施設の確認)

第40条 本委託契約期間が完了するときは、本組合及び本事業者の双方が立会いの上、本対象施設について、第14条第1項に基づき確認した内容と相違がないことを確認する。

- 2 前項の確認の結果、第14条第1項に基づき確認した本対象施設の内容との相違があるときは、本事業者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による摩耗の場合及び本組合の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。
- 3 本組合は、本委託契約期間完了時に本対象施設の機能の確認を行う。その結果、本対象施設の機能に著しい劣化が認められその原因が本事業者の運転・維持管理にあると認められる場合には、本事業者はその損害を賠償する。

第6章 契約不適合・損害賠償・解除等

(契約不適合責任)

第41条 本組合は、本委託契約期間の完了の日から1年経過までの間に、本事業者の履行の不適合に起因して本対象施設に損害が発生した場合、本組合は、本事業者に対して当該損害の補修を請求することができる、ただし、当該損害が本事業者の責に帰すべき事由によらずに発生した場合はこの限りでない。

(リスクとその責任分担)

第42条 本事業者の本委託の履行に伴い発生が予測されるリスクと、本組合及び本事業者間での責任分担については、募集要項【別紙2】「リスク分担表」によるものとする。

(一般的損害)

第43条 本委託の履行において生じた損害その他履行を行うにつき生じた損害（次条第1項、第

2項に規定する損害を除く。以下本条において「業務不履行に係る損害」という。）について、本事業者が負担する。ただし、本組合の責に帰すべき事由により生じた本委託の履行に係る損害（本委託契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、本組合が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第44条 本委託を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、本事業者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（本委託契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、本組合の責に帰すべき事由により生じたものについては、本組合がその賠償額を負担する。ただし、本事業者が本組合の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項に規定する場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、本組合及び本事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（法令変更に伴う通知の付与）

第45条 本委託契約締結日以降に法令が変更されたことにより、本委託を履行することができなくなったとき、履行が著しく困難になったとき、又は当該履行の為に追加費用が発生するとき、本事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに本組合に通知する。

（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）

第46条 本組合は、前条の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに本委託契約の変更並びに追加費用の負担等について、本事業者と協議する。

（不可抗力による損害）

第47条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動、その他自然的又は人為的な事象（要求水準書等で定めたものにあつては、当該規定を越えるものに限る。）であつて、本組合と本事業者双方の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、本委託を履行できなくなったとき、履行が著しく困難になったとき、又は当該履行の為に追加費用が発生するとき、本事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに本組合に通知する。

2 本組合及び本事業者は、前項の規定により、本委託契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力する。

3 本組合は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（本事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び本委託契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を本事業者に通知しなければならない。

4 本事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を本組合に請求することができる。

5 本組合は、前項の規定により本事業者から損害による費用の負担の請求があつたときは、本

組合及び本事業者の協議の上で支払うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第48条 本委託契約の締結後における不可抗力により、本組合が本委託の履行が困難と判断した場合又は本委託契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、本組合は本事業者に通知し、協議の上、本組合において何らの負担なく本委託契約を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による契約の解除及び違約金)

第49条 本組合は、本事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業者に対して書面により通知した上で本委託契約を解除することができる。

- 一 正当な理由が無く、本委託に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 本事業者の責に帰すべき事由により、本委託契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 総括責任者を配置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、本委託契約に違反し、その違反により本委託契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 本委託契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- 六 第51条の規定によらないで本委託契約の解除を申し出たとき。
- 七 本事業者（本事業者が企業共同体である場合はその構成員を含み、特別目的会社である場合はその出資者を含む。）が破産、会社更生、民事再生若しくは特別精算のいずれかの手続について、取締役会でその申立て等を決議したとき又は第三者によってその申立てがなされたとき。
- 八 本事業者（本事業者が企業共同体である場合はその構成員を含み、特別目的会社である場合はその出資者を含む。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（本事業者が個人である場合にはその者を、本事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められたとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、本組合が本事業者に対して当該契約の解除を求め、本事業者がこれに従わなかったとき。

九 本事業者（本事業者が企業共同体である場合はその構成員を含み、特別目的会社である場合はその出資者を含む。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、本事業者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2 に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、本事業者に違反行為があったとして、独占禁止法第 7 条の 2 に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

ウ 本事業者（その役員又は使用人を含む）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により本委託契約が解除された場合においては、本事業者は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として本組合の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項第一号から第八号までの規定により、本委託契約が解除された場合において、第 53 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、本組合は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（本組合の債務不履行による契約の解除）

第 50 条 本事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本組合に対して書面により通知した上で本委託契約を解除することができる。

一 本組合が本委託契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第 35 条第 2 項に定める支払期限を経過してから 60 日を過ぎても委託料を支払わないとき。

二 本組合が、本委託契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを本事業者が本組合に対し通知した後、30 日を経過しても当該違反を是正しないとき。

三 本組合の責に帰すべき事由により、本委託契約の履行が不能となったとき。

2 前項の規定により本委託契約を解除する場合は、本組合は本事業者に対して、本委託期間の完了日までの委託料のうち、未払の委託料について、本組合及び本事業者の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第 35 条の規定を準用する。

（損害賠償）

第 51 条 本委託業務の履行に当り、本組合及び本事業者がそれぞれの責に帰すべき事由により、相手方又は第三者へ損害を与えた場合は、法律上責任を負うべきもので、かつ、その帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行う。

2 本組合又は本事業者が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。本組合又は本事業者が、第三者と和解等する場合は、相手方の承諾を得なければならない。

3 前 2 条に基づき、本委託契約が解除され、本委託契約を解約した者が被害を被った場合、相手方は、当該損害を賠償する。

（賠償金等の徴収）

第 51 条の 2 本事業者が本委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を本組合の指定する期間内に支払わない場合であって、本組合が本事業者に支払うべき委託料があるときは、本組合は、その賠償金等の金額に、本組合の指定する期間を経過した日から当該委託料支払の期限までの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。なお、この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて得た額の遅延利息と、本組合の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、本組合は、追徴する金額につき、前項に定める委託料支払の期限の翌日からの遅延日数につき、支払遅延防止法の率（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて得た額の利息を徴収する。

（公租公課）

第 52 条 本委託契約に関して生じる公租公課は、すべて本事業者の負担とする。本組合は、本委託契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

（保証金）

第 53 条 本事業者は本委託契約締結と同時に、本組合に契約保証金を納付するものとする。ただし、本事業者が、保険会社との間に、本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合においては、この限りではない。

2 前項の契約保証金は、本委託契約の履行後還付する。この場合、一切の利息は付さないものとする。

3 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、本委託契約期間の完了に伴う履行の確認を行ったとき、本組合は当該契約保証金又は担保を本事業者に返還しなければならない。

（物価の変動に基づく委託料の額の変更）

第 54 条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、本組合又は本事業者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

（保険）

第 55 条 本事業者は、本委託契約期間中、自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。

2 本事業者が加入する保険は、全て本委託契約期間開始日以前に契約し、その保険証書の写しを本組合に提出する。

- 3 本組合が所有又は管理する施設に関する保険、火災保険等は、本組合が付保する。

(紛争の解決)

第 56 条 この約款の各条項において本組合と本事業者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに本組合が定めたものに本事業者が不服のある場合その他契約に関して本組合と本事業者との間に紛争が生じた場合には、本組合及び本事業者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、本組合と本事業者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは本組合と本事業者が折半し、その他のものは本組合と本事業者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の本委託の履行に関する紛争、本事業者の使用人又は本事業者から業務を委任された、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 38 条第 2 項の規定により本事業者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により本組合が決定を行った後又は本組合若しくは本事業者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、本組合と本事業者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

- 3 第 1 項に規定にかかわらず、本組合又は本事業者は、必要があると認めたときは、同項に規定する紛争解決の手続き前又は手続中であっても同項の本組合と本事業者との間の紛争については民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(疑義等の協議)

第 57 条 本委託契約若しくは要求水準書等に定めのない事項、又は本委託契約若しくは要求水準書等の解釈について疑義が生じた場合、そのつど、本組合及び本事業者が誠実に協議の上解決する。